

千葉市大宮学校給食センター 維持管理運営長期包括事業

募 集 要 項

令和元年 9 月 1 8 日

千葉市

目 次

第 1	用語の定義.....	1
第 2	本書の位置付け.....	2
第 3	事業概要	3
1	事業内容に関する事項.....	3
第 4	応募に関する条件等	7
1	応募者の備えるべき参加資格要件	7
2	応募に関する留意事項.....	9
第 5	応募の手続き等.....	11
1	事業者の募集・選定スケジュール	11
2	応募の手続き	11
第 6	提案に関する条件	14
1	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する条件	14
2	施設の運営・維持管理業務に関する提案の条件	14
3	事業計画に関する提案の条件.....	14
4	提案価格	14
第 7	優先交渉権者の選定方法等	16
1	選定方法	16
2	審査の手順及び方法	16
第 8	優先交渉権者決定後の手続	17
1	基本協定の締結	17
2	S P C の設立	17
3	運営包括委託契約の締結	17
4	次点交渉権者との協議.....	17
5	契約保証金.....	17
6	保険.....	18
7	リスク管理方針	18
第 9	その他事業の実施に関し必要な事項.....	19
1	本事業に関する問合せ先	19
別紙 1		20
別紙 2	委託料の支払方法	21
1	委託料の構成	21
2	委託料の算定方法等	21
3	委託料の支払方法	23
4	委託料の改定	23
別紙 3	モニタリング及び委託料の減額等.....	26
1	減額等の対象	26

2 減額等の措置を講じる事態	26
3 減額等の決定過程	26
4 減額等の決定	27
別紙 4	28

第 1 用語の定義

本募集要項で使用する用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、「用語の定義」において定められた意味を有する。

【用語の定義】

用語	定義
①市	千葉市をいう。
②本事業	「千葉市大宮学校給食センター維持管理運営長期包括事業」をいう。
③本施設	本事業で維持管理・運営を行う千葉市大宮学校給食センターの建築本体、建築設備、厨房設備、付帯設備、植栽・外構等を含むすべての施設をいう。
④募集要項等	募集要項、要求水準書、優先交渉権者決定基準、様式集、基本協定書（案）、契約書（案）をいう。
⑤応募者	本事業に応募する企業又は企業グループをいう。
⑥S P C	本事業を実施するために設立する特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。
⑦構成員	S P Cに対して出資し、S P Cが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
⑧協力企業	S P Cに対して出資せず、S P Cが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
⑨運営企業	本事業の運営を行う企業をいう。
⑩維持管理企業	本事業の維持管理を行う企業をいう。
⑪厨房設備企業	本事業の調理設備の修繕及び保守管理を行う企業をいう。
⑫その他企業	その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業をいう。
⑬代表企業	応募者の構成員の中から代表となる企業をいう。
⑭優先交渉権者	審査結果により得点の合計（総合評価値）が最も高い提案を行った応募者（1位）であり、市と契約に関する交渉を行う者をいう。
⑮事業者	本事業を実施する企業（S P C）をいう。
⑯保守※	点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業を行うこと。ただし、分解整備にかかるものを除く。
⑰修繕※	建築物の機能・性能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、分解整備等、改修（改善）、更新に該当する部分を除く。

※国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「平成 31 年度版 建築物のライフサイクルコスト第 2 版」（発行：一般財団法人建築保全センター）の定義に基づく。

第2 本書の位置付け

本募集要項は、千葉市（以下「市」という。）が「千葉市大宮学校給食センター維持管理運営長期包括事業」を実施するに当たり、応募者を対象に公表するものである。

なお、次の文書は、本募集要項と一体のものである。したがって、提案書の作成に当たっては、募集要項等を熟読のうえ、漏れの無いように努めること。また、実施方針及び実施方針等に関する質問・意見に対する回答と、募集要項等との間に異なる点がある場合には、募集要項等の規程が優先するものとし、募集要項等と募集要項等に関する質問に対する回答との間に異なる点がある場合には、募集要項等に関する質問に対する回答の規定が優先するものとする。

- ・ 要求水準書
- ・ 優先交渉権者決定基準
- ・ 様式集
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 運営包括委託契約書（案）

第3 事業概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

千葉市大宮学校給食センター維持管理運営長期包括事業

(2) 対象施設となる公共施設

千葉市大宮学校給食センター

(3) 公共施設の管理者の名称

千葉市長 熊谷 俊人

(4) 事業の目的

本施設は平成17年4月にPFI事業として供用開始しており、令和2年3月末に事業期間の15年が終了する予定である。PFI事業期間の終了後について、引き続き市の小中学校への給食提供に向けた学校給食センターの機能維持が必要であり、本施設について継続的に使用していく方針である。そのため、今後本施設を利用していくために施設の修繕や設備更新等を適宜実施していく必要がある。

市は本施設の継続利用及び事業実施にあたり、平成30年度に次期事業手法検討を行っており、当該検討結果に基づき、施設の運営と修繕を含む維持管理の包括的な事業実施を行う。

本事業では、民間事業者の創意工夫等を活用し、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等を図ることを期待する。

(5) 事業の内容

本事業は、次の事業内容とし、詳しくは要求水準書に示す。

ア 事業方式

本事業は、施設の維持管理・運営を包括的に実施する長期包括委託により実施する。

イ 事業実施スケジュール

事業実施スケジュールは次のとおり予定している。

時期	内容
令和元年12月	基本協定の締結
令和2年1月	契約の締結
令和2年4月	本事業の運営・維持管理の開始
令和12年3月	事業期間終了（維持管理・運営期間10年間）

ウ 事業者の業務範囲

(ア) 開業準備業務

- a 引継業務
- b 備品の確認、調達業務
- c 研修等業務

(イ) 運営業務

- a 給食提供準備業務
- b 調理等業務
- c 配送・回送業務
- d 残食計量等及び洗浄業務
- e 衛生管理業務
- f 食育支援業務
- g 事業終了時の引継業務

(ロ) 維持管理業務

- a 建築物保守管理業務
- b 建築設備保守管理業務
- c 調理設備保守管理業務
- d 外構等保守管理業務
- e 各種備品保守管理業務
- f 清掃業務
- g 警備業務
- h 修繕業務

エ 事業者の収入

事業者の収入は次のとおりとする。詳しくは別紙2に示す。

(ア) 市が支払う委託料

上記ウに示す各業務を行うことに対して、市は事業者に委託料を支払う。委託料は、物価変動があった場合には、運営包括委託契約に従って改定することがある。また、事業者の運営包括委託契約の履行状況により、市は事業者に支払う委託料を減額又は停止することがある。

(6) 法令等の遵守

本事業を実施するにあたり、必要な法令、要綱、各種基準等を遵守することとする。
下記に示すものは参考とする。

ア 法令・施行令・施行規則

- ・学校教育法
- ・学校給食法
- ・学校保健安全法
- ・食品衛生法
- ・食品循環資源の再利用等の促進に関する法律

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 工場立地法
- ・ 消防法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 振動規制法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 警備業法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 景観法
- ・ 各種の建築関係資格法・業法・労働関係法
- ・ 千葉県福祉のまちづくり条例
- ・ 千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例
- ・ 千葉市環境基本条例
- ・ 千葉市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例
- ・ 千葉市下水道条例
- ・ 千葉市食品衛生法施行細則
- ・ その他関連法令、条例等

イ 要綱・各種基準等

- ・ 学校給食衛生管理基準
- ・ 大量調理施設衛生管理マニュアル
- ・ 学校環境衛生基準
- ・ 建築工事安全施工技術指針
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱
- ・ 建築設計基準及び同解説
- ・ 建築物の構造関係技術基準解説書 2018 年追補

- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・建築工事監理指針
- ・電気設備工事監理指針
- ・機械設備工事監理指針
- ・建築工事標準詳細図
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築設備数量積算基準
- ・建築保全業務共通仕様書
- ・建築保全業務積算基準
- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・千葉市公共施設等緑化推進要綱
- ・千葉市工場等緑化推進要綱
- ・千葉市建築物の環境配慮に関する要綱
- ・千葉市土壌汚染対策指導要綱総合耐震計画基準
- ・その他の関連要綱及び各種基準等

第4 応募に関する条件等

1 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

本事業に応募する事業者の構成等は次のとおりとする。

ア 応募者は、次に掲げる企業を含むグループにより構成されるものとする。

(ア) 運営企業

(イ) 厨房設備企業

(ウ) 維持管理企業

その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業の参加を認めるものとする。

イ 応募者は、構成員及び協力企業により構成されるものとし、参加表明書の提出時に構成員及び協力企業の企業名、並びにそれらが携わる業務について明らかにするものとする。

ウ 応募者は、構成員の中から代表となる企業を定めることとし、当該代表企業が応募手続き等を行うこととする。

エ 参加表明書提出以降、応募者の構成員又は協力企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

オ 応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業になることはできない。

カ 構成員及び協力企業が上記(1)アに掲げる企業のいくつかを兼ねることを可能とする。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすものとする。

ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる知識及び経験を有していること。

ウ 平成30・31年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されていること。

※入札参加資格者名簿への登録については、随時申請を受け付けているが、申請時期により登載日が異なる。本事業に参加を希望する者は令和元年11月1日時点で資格者名簿に登載されていること。

エ 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で運営業務を実施する場合、全ての企業が(ア)の要件を満たし、かつ少なくとも1社は全ての要件を満たしていること。

(ア) HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。

※「相当の知識を有している者」とは、HACCP対応施設（HACCPの認証を取得した施設をいう。以下同じ。）の実施設設計の完了または運営した実績、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの民間調理施設の実施設設計の完

了または運営した実績、H A C C Pに関する書籍の出版等の実績、H A C C Pに関する審査員資格等を有する者をいう。以下同じ。

(イ) ドライシシステムの学校給食施設又はドライシシステムの特定給食施設の調理業務を行った実績を有していること。

オ 厨房設備企業は、次の全ての要件を満たしていること。

(ア) H A C C P対応施設に対する相当の知識を有していること。

(3) 応募者の制限

次に該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

イ 市より入札参加停止の措置を受けている者。

ウ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者。

オ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告がなされている者。

カ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。

キ 直近 1 年分の法人税、消費税、法人事業税を滞納している者。

ク 千葉県暴力団排除条例第 9 条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

ケ 本事業のアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

パシフィックコンサルタンツ株式会社（東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地）

(4) 参加資格要件の確認及び失格要件

参加資格要件確認日は、参加表明書の提出期間の最終日とする。

参加資格要件の確認後、契約締結までの期間に、応募者が上記(1)～(3)の要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。ただし、応募者のうち代表企業以外の構成員又は協力企業が上記(1)～(3)の要件を欠くような事態が生じた場合については、市と協議を行う。

2 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載された内容を承諾のうえ、応募に参加すること。

(2) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 使用言語、単位及び時刻

本事業の応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 公正な応募の確保

応募にあたって、応募者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合、市は契約の解除等の措置をとることがある。

(5) 応募に係る提出書類の取扱い

ア 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は応募者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定された事業者の提案書類は、特に市が必要と認める時には、提案書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

なお、応募者からの提出書類については返却しないものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等に日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(6) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 参加資格要件のない者が行った応募

イ 委任状を提出しない代理人による応募

ウ 記名押印を欠く応募

エ 金額を訂正した応募

オ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である応募

カ 明らかに連合によると認められる応募

キ 同一事項の応募について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の
応募

ク その他応募に関する条件に違反した応募

(7) 市の提供する資料の取扱い

応募者（応募を辞退した者を含む。）は、市が提供する資料を、本事業の応募にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

第5 応募の手続き等

1 事業者の募集・選定スケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュールを次のとおり予定している。

日程（案）	内容
令和元年 9月18日（水）	募集要項等の公表
令和元年 9月24日（火）	募集要項等に関する説明会
令和元年 9月27日（金） ～10月 3日（木）	募集要項等に関する質問の受付
令和元年10月15日（火）	募集要項等に関する質問に対する回答・公表
令和元年10月29日（火） ～11月 1日（金）	参加表明書及び提案書の受付
令和元年11月中旬	提案に関するヒアリング
令和元年11月下旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和元年12月上旬	基本協定の締結
令和 2年 1月下旬	契約の締結

2 応募の手続き

(1) 募集要項等に対する説明会

募集要項等に対する説明会を次のとおり開催する。なお、説明会において募集要項等の配布は行わないので、参加者各自で用意すること。

ア 日時

令和元年 9 月 24 日（火） 14 時～16 時

イ 場所

千葉県千葉市中央区問屋町 1 番 35 号

千葉ポートサイドタワー12階 入札室

ウ 参加申込み

説明会の参加希望者は、別紙4に記入のうえ、令和元年 9 月 20 日（金）15 時までに、E-mail に記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word 形式）を添付して提出した後、下記提出先の電話番号に着信の確認を行うこと。

提出先 千葉市教育委員会事務局 学校教育部 保健体育課

電 話 043-245-5942

E-mail hokentaiiku.EDS@city.chiba.lg.jp

(2) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和元年 9 月 27 日（金）9 時 ～ 令和元年 10 月 3 日（木）17 時

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、様式 1 に記入のうえ、E-mail に記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付して提出すること。なお、提出者は電話にて市が受領したことを確認すること。

提出先 千葉市教育委員会事務局 学校教育部 保健体育課

電 話 043-245-5942

E-mail hokentaiiku.EDS@city.chiba.lg.jp

(3) 募集要項等に関する質問への回答の公表

提出された募集要項等に関する質問への回答は、令和元年 10 月 15 日（火）までに市のホームページで公表する。ただし、提出者名は公表しない。

市ホームページ：

<https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/hokentaiiku/oomiyacyoukihoukatsu2019.html>

(5) 参加表明書及び提案書の受付

下記イに示す書類を「様式集」に従い作成し、市へ持参により提出すること。

ア 受付日時

令和元年 10 月 29 日（火）～11 月 1 日（金）

イ 提出書類

(ア) 参加資格確認申請に関する提出書類

様式 2 参加資格確認申請に関する提出書類（表紙）

様式 3 参加表明書

様式 4 グループ構成企業一覧

様式 5 グループ構成企業連絡先一覧

様式 6 委任状（代表企業）

様式 7 委任状（受任者）

様式 8 参加資格確認申請書

様式 9-1～9-3 参加資格申請調書

(イ) 提案に関する提出書類

様式 10 提案書提出書

様式 11 提案価格書

様式 12 提案価格内訳書

様式 13 業務要求水準に関する誓約書

様式 14 提案書（表紙・目次）

様式 15-1～15-5 運營業務に関する提案

様式 16-1～16-3 維持管理業務に関する提案

様式 17-1～17-4 事業計画に関する提案

(ウ) その他提出書類（※必要な場合に使用すること）

様式 18 参加資格がないとされた理由の説明要求書

様式 19 辞退届

※ 参加資格確認申請に関する提出書類は、様式 2 を上にして様式番号順に様式 2～9 を並べて一括して左綴じし、正本 1 部、副本 2 部の合計 3 部を提出すること。

※ 提案に関する提出書類（提案書除く）は、様式 10～13 により提出すること。様式 10～13 はそれぞれ 1 部ずつ提出し、様式 11（提案価格書）は、グループの代表企業の商号又は名称及び件名を記載した封筒に封かんの上で提出すること。また、必要に応じて委任状（様式 6、様式 7）を提出すること。

※ 提案書は、様式 14～17 により提出すること。様式 14～17 はバインダー左綴じとし、正本 1 部、副本 8 部の合計 9 部を提出すること。また、様式ごとにインデックスを付けること。

※ 様式 14～17 は提案書と同一内容のデータを CD-ROM に保存して 2 部提出すること。データは、「第 3 提出書類一覧」にファイル形式が Excel と記載されたものについては、Excel ファイル（可能な限り計算式を残すこと。）で、Word と記載されたものについては、Word ファイル又は PDF ファイルで保存すること。なお、検索機能が利用できる形式でデータ化を行うこと。

※ 副本はコピーとすることを認める。

※ 提出した書類の返却は行わない。

※ 捺印が必要な様式の印については、市の登録印とすること。

ウ 提出先

千葉市教育委員会事務局 学校教育部 保健体育課

千葉県千葉市中央区問屋町 1 番 35 号 千葉ポートサイドタワー11 階

(6) 提案に関するヒアリング

提案書の内容の確認のために応募者に対するヒアリングを令和元年 11 月中旬に実施する。詳細については、追って通知する。

(7) 優先交渉権者の決定・公表

提出された提案書類について、総合的な評価を行い、審査委員会の審査を経て優先交渉権者を決定する。審査結果及び優先交渉権者については、速やかに提案審査書類提出者に通知するとともに、令和元年 11 月下旬に公表する。

第6 提案に関する条件

1 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する条件

(1) 立地条件、規模、機能等

項目	内容
住所	千葉県若葉区大宮町 1068 番地 2 敷地面積：9,789.01 m ² （事業範囲外の通学路，養護学校の利用地及び道路拡張用地分を含む。）
施設規模	最大提供食数：11,000 食／日 平成 31 年度実績：9,386 食／日（令和元年 5 月 1 日現在）程度 延床面積：合計 4,100.38 m ² 建築面積：合計 3,448.72 m ²
主要施設	施設本体（給食エリア、事務エリア）、付帯施設（駐車場、排水処理施設、受水槽、ガバナ庫等）

2 施設の運営・維持管理業務に関する提案の条件

本施設の運営・維持管理業務については、「要求水準書」及び「様式集」に従い、提案書を作成すること。

3 事業計画に関する提案の条件

事業計画については、「様式集」及び次の事項に従い、提案書を作成すること。

(1) 委託料

市は、事業者から提供されたサービスの対価として委託料を支払う。支払方法の詳細については、別紙 2 を参照すること。

(2) 物価変動等による委託料の改定

委託料の改定の詳細については、別紙 2 を参照すること。

(3) 委託料の減額等

市は、モニタリングを行い、募集要項等で定められた要求水準が満たされていない場合は、委託料の減額等を行うことができる。モニタリングの考え方・手法等の詳細については、別紙 3 を参照すること。

4 提案価格

(1) 提案価格の算定方法

市が支払う委託料の合計金額を提案価格とすること。

(2) 市の支払総額の上限価格

4,855,218 千円（現在価値換算前の実額ベースで、消費税及び地方消費税を含まない。）

第7 優先交渉権者の選定方法等

1 選定方法

本事業では、施設の維持管理及び運営が良質な公共サービスの提供として、適正なコストで実施できる事業者の参加を広く募集する。事業者の選定に当たっては、透明性及び公平性の確保に十分留意して公募型プロポーザル方式で行う。詳しい審査方法については優先交渉権者決定基準を参照すること。なお、市は審査にあたり学識権者より意見聴取を行う。

2 審査の手順及び方法

(1) 参加資格審査

市は参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を応募者の代表企業に通知する。

(2) 提案審査

「優先交渉権者決定基準」に従って、提案書を総合的に審査・評価する。

(3) 審査項目

審査項目は「優先交渉権者決定基準」に示す。

(4) 審査結果

市は、優先交渉権者及び次点交渉権者の決定を行い、その結果を市ホームページ等で公表する。

なお、市は、最終的に応募者がいない場合または優先交渉権者にふさわしいものがない場合には、優先交渉権者を決定しないこととし、その旨を速やかに公表する。

第8 優先交渉権者決定後の手続

1 基本協定の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに基本協定を市と締結する。

2 S P Cの設立

- (1) 本事業を実施することとして選定された優先交渉権者は、契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社としてS P Cを基本協定書に基づき千葉市内において設立するものとする。
- (2) 優先交渉権者の全ての構成員はS P Cへ出資することとし、構成員以外のものがS P Cへ出資することは認めない。
- (3) 優先交渉権者の構成員のうち代表企業については、S P Cに出資する全ての企業の中で最大出資比率となるようにすることとする。
- (4) S P Cに出資する全ての企業は、本事業の契約が終了するまでS P Cの株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

3 運営包括委託契約の締結

優先交渉権者は、市と契約に関する交渉を行った上で、設立したS P Cをもって市と本契約を締結する。

4 次点交渉権者との協議

- (1) 契約の内容に関する協議が成立しない場合
市は、優先交渉権者との間で契約の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行う。
- (2) 契約締結までに優先交渉権者が参加資格要件を欠くに至った場合
市は、契約締結までに優先交渉権者が前記第3の1「応募者の備えるべき参加資格要件」で定める要件を欠くに至った場合は、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行う。

5 契約保証金

契約保証金は、年間の委託料の100分の10を各事業年度の開始までに納めるものとする。なお、契約保証金の免除等については、運営包括委託契約の規定に従う。

6 保険

S P Cは本事業に関連する保険に加入することとする。詳細については、運営包括委託契約書（案）を参照すること。

7 リスク管理方針

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すことを基本とする。施設の維持管理・運営における責任は原則としてS P Cが負うものとするが、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスク分担

市とS P Cのリスク分担については、運営包括委託契約書（案）に示すとおりである。なお、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

第9 その他事業の実施に関し必要な事項

1 本事業に関する問合せ先

本事業の担当部署は、次のとおりである。

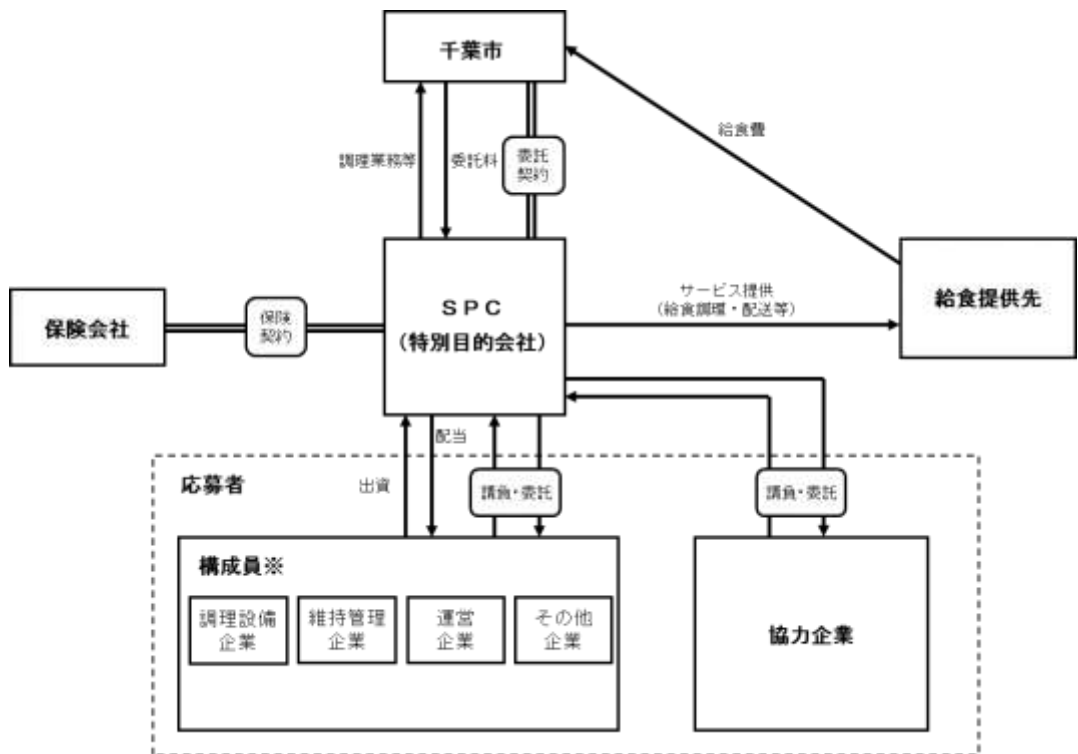
千葉市教育委員会事務局 学校教育部 保健体育課

〒260-8730 千葉県千葉市中央区問屋町1番35号 千葉ポートサイドタワー11階

電話 : 043-245-5942 / F A X : 043-245-5982

E-mail : hokentaiiku.EDS@city.chiba.lg.jp

別紙 1



※構成員の構成企業（調理設備企業、維持管理企業、運営企業など）については必須ではない。

別紙2 委託料の支払方法

1 委託料の構成

委託料の構成については以下のとおり。

費用項目	対象業務
委託料A（運営・維持管理費（固定料金））	下記業務に係る費用のうち、提供食数に応じて変動しない費用。 ・運営業務 ・維持管理業務（修繕業務に係る費用を除く） （想定される費用（参考）） 施設・設備等の保守管理費、清掃、警備、配送等の提供食数に関係なく必要な人件費、車両の調達費、S P Cの運営経費等
委託料B（運営・維持管理費（変動料金））	下記業務に係る費用のうち、提供食数に応じて変動する費用。 ・運営業務 ・維持管理業務（修繕業務に係る費用を除く） （想定される費用（参考）） 調理に係る人件費、光熱水費、残菜処理費等
委託料C（修繕費）	・修繕業務に係る費用

2 委託料の算定方法等

(1) 委託料の算定方法

費用項目	算定方法
委託料A（運営・維持管理費（固定料金））	・対象業務に係る10年間に必要な費用を算定すること。 ・各年度、一律の金額となるように算定すること。 ・応募価格は10年間分の合計費用を見込むこと。
委託料B（運営・維持管理費（変動料金））	・変動料金は、各期における合計の提供食数（後述(2)「提供食数」を参照のこと。）に対し、応募者が提案する1食単価を乗じた額とする。なお、変動費は適切な金額を設定すること。 ・応募者は1食あたりの単価を提案し、応募価格は「提供給食数」を掛け合わせた10年分の費用を見込むこと。
委託料C（修繕費）	・10年間の間に必要となる修繕費を各年度の修繕計画に合わせて提案すること。（支払は提案された各年度の金額を支払う。） ・応募価格は10年間分の合計費用を見込むこと。

(2) 提供給食数

ア 市による提供対象者数の調整

事業者には過大なリスクを負担させないため、市は、運営期間中に提供する給食数について、年度毎に調整して要求する。この調整は、当該年度の5月1日時点での対象

者数（事業者が給食を提供すべき生徒数と教職員数を合算した数）が 8,000 食／日以上 11,000 食／日以下の範囲となるよう配送校の変更等を行い、各年度の開始前（1 月末日）に事業者へ通知するものである。この調整後にも、イに示すとおり、提供給食数の変更の可能性があるが、市は、何れの場合においても原則として 11,000 食／日を超える要求は行わない。

なお、配送校の変更においては、要求水準書に示している当初の配送校に対し、配送校の学級数及び配送等に要する走行距離が著しく増大しないよう配慮して調整する。

イ 提供給食数の決定方法

市が調整した対象者数に対し、生徒等の転出入、モニタリング用給食、事業者職員用給食、見学者用給食及び学校行事等の開催等の変動要因があるため、市は、事業者に対し提供日の属する月の 1 か月前までに予定する給食数（以下「予定給食数」という。）を通知する。予定給食数の通知後も、引き続き、前述した変動要因に加え、学級閉鎖、学校行事の日程変更等があるため、市は、事業者に対し給食提供日の 4 稼働日前（※）（ただし、夏期休暇等をまたぐ場合は、市の休日を除く 4 日前）の正午までに実施する給食数（以下「実施給食数」という。）を通知するが、その予定給食数と実施給食数の差（以下「変更給食数」という。）は 200 食以内を基本とする。変更給食数が 200 食を超える場合、事業者は超える部分について応諾しないことが可能である。変更給食数が－200 食を下回る場合、予定給食数から 200 食を減じた食数により、変動料金を算定する。

なお、予定給食数においては、8,000 食／日未満の通知もあり得る。参考として、学校行事等の開催に伴う給食の未提供日の実績を以下に示す。

ウ 提供給食数と変動料金の算定方法

提供給食数と変動料金の算定基礎となる食数の関係を次に整理する。

表 実際の提供食数と変動費の算定の関連性

変更給食数	提供給食数	変動料金の算定基礎となる食数
±200 食以内	実施給食数	同左
+200 食超	予定給食数+200 食+事業者の応諾した食数	同左
－200 食超	実施給食数	予定給食数－200 食

エ 事業者職員用給食

本事業の対象外であるが、事業者の職員用の給食については、最大 100 食を市に要請できる。市は、要請食数に応じて給食費（食材費に変動料金単価を加算した額）を徴収する。

3 委託料の支払方法

市は下記の委託料について、まとめて、令和2年度第1四半期を第1回とし、四半期ごとに計40回支払う。

市は事業者から契約書の規定に従って「業務完了届」を受領した場合、受領した翌日から10日以内に委託業務の遂行内容をモニタリングとして確認し、その結果を事業者に通知するものとする。

事業者は市によるモニタリング確認結果通知を受領した場合、速やかに対象となる半期に相当する「委託料」の請求書を市に対して提出するものとし、市は請求をうけた日から30日以内に事業者に対して「委託料」を支払うものとする。

本契約が途中で解除された場合には、委託料A（固定料金）については対象期間の日割り計算による。

なお、委託料の支払い時期は以下のとおり。

表 委託料の支払い時期

項目	支払対象期間	支払日
第1四半期	4月1日～6月30日	・委託料A：請求書受理後30日以内 ・委託料B：請求書受理後30日以内 ・委託料C：請求書受理後30日以内
第2四半期	7月1日～9月30日	
第3四半期	10月1日～12月31日	
第4四半期	1月1日～3月31日	

4 委託料の改定

(1) 物価変動による改定

委託料は、以下のとおり物価変動に基づいて改定させるものとする。改定は毎年度1回とし、翌年度の第1四半期分から反映させる。

以下の算定式により改定を行う。

改定率 α は、次のとおりである。

$$\text{改定率 } \alpha = \frac{\text{改定計算時の前年度の物価指数の年度平均値}}{\text{改定計算時の前々年度の物価指数の年度平均値}}$$

※小数点第4位以下の端数は、切り捨てるものとする。

● ① 委託料A（固定料金）

(t年度の委託料A（改定後）の固定料金)

$$= (\text{応募者の提案における委託料A（固定料金）}) \times \text{改定率 } \alpha$$

※計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

● ② 委託料B（変動料金）

（t 年度の給食 1 食当たりの単価（改訂後））

$$= (\text{応募者の提案における委託料B（給食 1 食当たりの単価）}) \times \text{改定率 } \alpha$$

※計算の結果、小数第 3 位を四捨五入する。

※改定見直し後、委託料Bを算定するにあたり、見直し後の単価に提供食数を掛け合わせた金額について、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

● ③ 委託料C（修繕費）

（t 年度の修繕費（改訂後））

$$= (\text{応募者の提案における委託料C（修繕費）}) \times \text{改定率 } \alpha$$

※計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

【委託料の改定時期】

表 物価変動による見直し時の委託料の改定方法

費用項目	改定費目	物価指標	改定方法
委託料	① 委託料 A（人件費除く）	消費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「サービス」）	・毎年度 8 月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の委託料 A（人件費除く固定料金）を確定。
	② 委託料 B（人件費除く）		・毎年度 8 月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の変動費に係る 1 食当たりの単価（人件費除く）を確定。 ・委託料 B としては、上記の変動費単価（人件費除く）に当該年度の各期における合計の提供食数を乗じた額を支払う。
	③ 委託料 A 及び B（人件費のうち社員人件費）	企業向けサービス価格指数「労働者派遣サービス」（日本銀行調査統計局）	・毎年度 8 月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の委託料 A の人件費（社員）及び委託料 B の人件費（社員）の単価を確定。
	④ 委託料 A 及び B（人件費のうちパート人件費）	千葉県最低賃金（千葉労働局）	・毎年度 8 月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の委託料 A の人件費（パート）及び委託料 B の人件費（パート）の単価を確定。
	⑤ 委託料 C（修繕費）	消費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「サービス」）	・毎年度 8 月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の修繕費を確定。

※初年度は見直しを行わないものとする。

※消費者物価指数は消費税が含まれる指数となっているため、消費税率が変更された場合には、その後の算定時に留意すること。

※指標は、応募者の提案を踏まえて、市との協議により変更することも可能である。

※用いている指標がなくなる、内容が見直されて本事業の実態に合わなくなるなどの場合は、その後の対応方法について市と事業者との間で協議して定めるものとする。

(2) 消費税及び地方消費税の変動による改定

消費税率及び地方消費税率の税率変更があった場合には、委託料について、その変更内容に合わせて改定する。

別紙3 モニタリング及び委託料の減額等

1 減額等の対象

減額等の対象となる支払は、運営及び維持管理業務の対価である「委託料」とする。

2 減額等の措置を講じる事態

事業者の責任により、本契約、「募集要項等」、「応募者提案」その他に示される「運営業務」及び「維持管理業務」に関する内容を履行していないことにより、以下に示す状態に陥った場合に減額等の措置を講じる。

レベル1	是正しなければ、給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル2	是正しなければ、給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル3	指定時間以外に給食を提供した場合（生徒等が給食を食した場合）
レベル4	給食を提供できなかった場合（生徒等が給食を食すことができなかった場合）

3 減額等の決定過程

- ・レベル1又はレベル2の状態に陥っていることが、「業務報告書」又はモニタリング結果から明らかになった場合、市は、その程度、緊急度等を勘案し、事業者に相当な是正期間を提示する。
- ・事業者は、市の提示する是正期間内にレベル1又はレベル2の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、市の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1日につき、レベル1は1ポイント、レベル2は2ポイントのペナルティポイントを付与する。
- ・レベル3又はレベル4の状態に陥った場合、1日につき、下記のペナルティポイントを付与する。

影響を受けた生徒等の割合	レベル3	レベル4
1%未満	0.5 ポイント	1 ポイント
1%以上 5%未満	1 ポイント	2 ポイント
5%以上 10%未満	1.5 ポイント	3 ポイント
10%以上	2 ポイント	4 ポイント

- ・市及び事業者は、ペナルティポイントの付与に際し、必要に応じて協議することができる。

4 減額等の決定

各年度における累積ペナルティポイントが以下に達した場合は、減額等の措置内容が決定する。減額措置内容の反映は次年度の委託料に反映される。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
0～4	減額等なし
5～9	20%の減額
10 以上	支払留保

- ・累積ペナルティポイントが 10 以上の場合、支払留保とするが、翌年の委託料支払期間における累積ペナルティポイントが 4 以下であれば、翌年分の支払時に、当該支払留保に係る「委託料」相当額の 80%を加算して支払い、その余は支払わない。
- ・累積ペナルティポイントが 10 以上の場合で、翌年の委託料支払期間における累積ペナルティポイントが 5 以上であれば、市は本契約を解除することができる。

募集要項等に対する説明会への参加申込書

(宛先) 千葉市長

「千葉市大宮学校給食センター維持管理運営長期包括事業」の募集要項等に対する説明会への参加を申し込みます。

商号又は名称	
所在地	
所属	
担当者名	
電話	
FAX	
E-mail	
参加者名	

※ 参加者は、1社につき3名までとします。